

○職員駐車場の使用に関する規程

〔平成17年12月9日〕
規程第16号

（目的）

第1条 この規程は、職員駐車場の使用について必要な項目を定めることを目的とする。

（位置）

第2条 この規程において職員駐車場とは、施設組合の施設に付随して施設組合が確保している場所で、管理者が職員の駐車場として指定する区域とする。

（使用の制限）

第3条 職員駐車場は、施設組合職員、嘱託職員及び臨時職員が職務のために使用する場合に限り使用を許可するものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

（使用の手続き）

第4条 職員駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、職員駐車場使用申請書（様式第1号）を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、非常勤嘱託職員及び臨時職員については、この限りでない。

（使用者）

第5条 使用者は、毎月500円の使用料を、使用した月毎に納入しなければならない。

2 職員駐車場の使用料は、使用者の申請により、当月分の使用料を翌月の給与から控除するものとする。ただし、止むを得ない理由により、翌月の給与から控除できない場合は、当月の給与から控除できるものとする。

3 月の途中で使用許可を受けた場合又は使用を取り止めた場合についても、当該月分の使用料を納入しなければならない。

4 非常勤嘱託職員及び臨時職員については、使用料を免除するものとする。

（使用の取り止め又は変更）

第6条 職員駐車場の使用者が、使用の取り止め又は使用許可を受けた車両の変更を行う場合は、職員駐車場使用変更届（様式第2号）を事由が発生した日から起算して2週間以内に管理者に届出なければならない。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則（平成17年12月9日規程第16号）

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

様式第1号

職 員 駐 車 場 使 用 申 請 書

年 月 日

紀南地方老人福祉施設組合管理者 様

所属

氏名

印

年 月 日から職員駐車場を使用したいので、職員駐車場の使用に関する規程第3条の規定により申請します。

なお、使用にあたって、当該使用料を給与から控除することを承諾します。

様式第2号

職 員 駐 車 場 使 用 変 更 届

年 月 日

紀南地方老人福祉施設組合管理者 様

所属

氏名

印

私が使用している職員駐車場について、下記のとおり変更がありましたので、職員駐車場の使用に関する規程第6条の規定により届け出ます。

記

1 変更の日 年 月 日

2 変更の内容